

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

1. 短期入所生活介護の利用人員の取扱いについて
2. 訪問介護員に関する省令について（情報提供）

（合計 本紙含め 9 枚）

vol. 44

平成12年3月7日

厚生省介護保険制度実施推進本部

事務連絡

平成12年3月7日

各都道府県介護保険主管部（局）担当者 殿

厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課

短期入所生活介護の利用人員の取扱いについて

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条第1項第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づく「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号。以下「基準」という。）の趣旨及び内容については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号）をもって通知され、平成12年4月1日より施行されるところですが、短期入所生活介護の利用人員の取扱いについては、平成12年度に限り、例外的に下記のように取り扱うこととしましたので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようお願い申し上げます。

記

指定短期入所生活介護事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数の算定を行う際の基本となる「利用者の数」の取扱いについては、基準第121条第3項の規定に基づき、新規の指定を受ける場合を除き、前年度の平均値とすることとされたところである。

短期入所生活介護については、現行制度における利用状況をもって介護保険制度における従業者の員数を算定することが必ずしも適切ではないと認められる場合があると考えられることから、平成12年度にその利用が大きく変動する見込みであると認められる場合には、利用者の数を前年度の平均値に代えて、推定数を用いることを認めることとする。ただし、その場合にあっても、地域の実情を勘案し、推定数の根拠を明確に示すこと。

事務連絡

平成12年3月6日

各都道府県介護保険主管部（局）担当者 殿

厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室

訪問介護員に関する省令について（情報提供）

介護保険法における訪問介護については、同法第7条第6項において「介護福祉士その他政令で定める者」が担当することとされておりますが、同項の「その他政令で定める者」については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令（平成11年政令第393号）による介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正により、同令第2条の2第1項各号に掲げる研修の課程を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「訪問介護員」という。）とされました。

現在、訪問介護員養成研修の指定基準等を定める厚生省令（訪問介護員に関する省令）の制定作業を進めているところですが、省令の公布までにはなお若干の日数を要する見込み（3月上旬に公布予定）です。このため、省令案について、2月24日付け「介護保険最新情報 vol.39」において情報提供させていただいたところですが、省令の公布にあわせて発出する予定の通知の骨格案についても事前に情報提供いたします。

介護保険法の施行を目前に控えながら作業が遅れ、大変ご迷惑をおかけしておりますが、当方としても早急に必要な作業を行うとともに、できる限りの情報を提供いたしますので、今後ともご協力をお願い申し上げます。

照会先：厚生省老人保健福祉局

老人福祉計画課

企画法令係 森田

在宅福祉係 西田

TEL 03-3503-1711

内線3929、3927

03-3595-2888

FAX 03-3595-3670

(通知の骨格案)

1 訪問介護員について

(1) 訪問介護員の具体的範囲等(政令第2条の2関係)

- 訪問介護員は、介護保険法施行令(以下「政令」という。)第2条の2第1項各号に掲げる研修の課程を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者とされているが、政令附則第四条各号により、政令の施行(平成12年4月1日)の際現に訪問介護員養成研修に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了した者であって、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたものも同令に規定する研修を修了した者とみなされること。(2)経過規定の部分参照)
- 事業所ごとに常勤換算方法で2.5人を超えて職員を確保した場合であっても、当該超える職員に指定訪問介護を担当させるためには、同様に介護福祉士又は訪問介護員でなければならないこと。
- 特別養護老人ホーム等の介護職員等としての実務経験を有する者については、それぞれの職種により既に研修したと同等の知識等を有すると認められる場合は、研修課程の一部を免除することができるものとする。その具体的な免除科目については、各都道府県の判断により、職種、施設・事業所の種類、経験年数等を勘案して決定するものとする。
- 看護婦等の資格を有する者については、看護婦等の養成課程における履修科目が、訪問介護員養成研修課程において履修すべき科目を包含すると認められることから、各都道府県の判断により、1級課程の研修の全科目を免除することができるものとする。
ただし、看護婦等の業務に従事していた時期から相当の期間を経ている者や在宅福祉サービス若しくはこれに類似するサービスの従事経験のない者については、職場研修等を適切に行うことが望ましいこと。
なお、看護婦資格を有する者を訪問介護員として雇用する場合は、訪問介護員として雇用されているのであって、保健婦助産婦看護婦法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務を行うものではないこと。
- 介護サービス技能審査に合格した者については、介護に関する一定の知識、技術を有する者として労働省が認定し、介護アテンドサービス士の称号が与えられるものであることにかんがみ、必要に応じ、訪問介護員養成研修課程の一部を免除することができるものとする。その具体的な免除科目については、別表を参考にして、各都道府県の判断により決定するものとする。

〈別表のイメージ〉

- 1 受験資格ごとの免除科目
(3級課程)
 - ① 同上コース修了者

サービス提供の視点(3h)のうち1h

介護概論(3h)

家事援助の方法(4h)のうち2h

医療の基礎知識(3h)のうち2h

② 短期課程(700h)

サービス提供の視点(3h)

老人福祉の制度とサービス(2h)

障害者(児)福祉の制度とサービス(2h)

ホームヘルプサービス概論(3h)

サービス利用者の理解(3h)

介護概論(3h)

家事援助の方法(4h)

医療の基礎知識(3h)

心理面への援助方法(2h)

(2級課程)

① 向上コース修了者

サービス提供の視点(3h)のうち1h

介護概論(3h)

家事援助の方法(4h)のうち2h

医療の基礎知識(3h)のうち2h

② 短期課程(700h)

相談援助とケア計画(4h)を除き免除可

2 在宅介護サービスの実務経験1年以上の者(※)

(3級課程)

全科目免除可

(2級課程)

サービス提供の基本視点(3h)

社会福祉の制度とサービス(3h)

老人福祉の制度とサービス(3h)

障害者(児)福祉の制度とサービス(3h)

ホームヘルプサービス概論(3h)

障害・疾病の理解(8h)のうち5h

介護概論(3h)

家事援助の方法(4h)

医学の基礎知識Ⅰ(3h)

共感的理解と基本態度の形成(4h)

基本介護技術(30h)

レクリエーション体験学習(3h)

在宅介護サービス提供現場見学(6h)

介護実習(16h)

ホームヘルプサービス同行訪問(8h)

※ 実務経験と資格取得の前後関係は問わない。

- その他、都道府県、市町村又は公的団体の実施する在宅介護サービスに係る研修事業を受講した者が訪問介護員養成研修を受講しようとする場合であって、当該研修において履修した科目が訪問介護員養成研修課程において履修すべき科目と重複すると認められるものについては、各都道府県の判断により、研修課程の一部を免除することができるものとする。
- 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、必要な研修を受講させ又は必要な資格を取得させるよう努めなければならないこと。特に、訪問介護員のうち、3級課程修了者について、身体介護を担当することは、暫定的な措置であることにかんがみ、極力早期に2級課程を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないこと。

(2) 経過規定（政令附則第4条関係）

○ 「相当する研修」について

政令附則第4条にいう「相当する研修」とは、「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成7年7月31日社援更第192号・老計第116号・児発第725号社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）に基づく研修（都道府県又は指定都市が行う研修及び都道府県知事又は指定都市市長の指定を受けたホームヘルパー養成研修）のほか、旧通知に基づく指定を受けていないが、当該研修を修了した者が老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業に現に従事している等の実績があるなど、旧通知に基づく指定を受けた研修と同等以上の内容を有すると認められる研修であって、原則として政令の規定に基づく都道府県知事の指定を受けることを予定しているものが含まれること。ただし、当該研修事業を既に廃止しているなど、都道府県知事の指定を受けることが困難な場合については旧通知に基づく指定を受けた研修と同等以上の内容を有すると都道府県が認めることで足りるものとする。

なお、訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、当該訪問介護に従事させることとなる者が修了した研修が「相当する研修」に該当するかどうかについて疑義があるときは、当該指定の申請をするに当たっては、その旨を都道府県知事に申し出るものとする。

○ 旧通知の規定に基づく指定を受けていない研修の取扱い例

訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業者が専らその従業者を養成するために行う研修（いわゆる「自社研修」）も、「相当する研修」に該当し得るものであること。

したがって、平成12年度以降は、都道府県はいわゆる自社研修等であっても、基準を満たすものであれば、その申請に基づき指定を行う必要があること。

○ 「老人居宅介護等事業に従事した経験を有する者」

政令附則第4条第3項は、政令の施行の際現に改正前の老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業であって、法第70条第1項

の規定に基づく指定を受けている若しくは受けることが確実に見込まれる事業者が行うものの介護業務に従事した経験を有する者のうち、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認めたものについては、訪問介護員養成研修課程を修了した者とみなすことを規定したものであること。なお、これらの者に対しては、省令に定める様式に準じて修了証明書を交付すること。

2 指定事務の取扱いについて

(1) 複数の都道府県にわたる事業の指定事務の取扱いについて

- 訪問介護員養成研修事業者の指定はすべて都道府県において行うこととなることから、複数の都道府県にわたる事業であっても、各都道府県において指定する必要があること。

具体的には、通脩課程による研修事業等同一の事業者が複数の都道府県にわたって一体的に研修事業を実施する場合には、本部、本校等主たる事業所の所在地の都道府県が指定するものとする。ただし、その申請を受けた都道府県は、当該都道府県以外の実習施設の所在地の都道府県に対し、当該実習施設に対する指導監査等に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができるものとする。

- 同一の事業者が複数の都道府県にわたって研修事業を実施する場合であっても、その各々が独立して、研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講生の募集も各々の都道府県下において行うなど、事業として別個のものとして認められる場合は、各事業所の所在地の都道府県において指定するものとする。

(2) 平成11年度以前に旧通知に基づいて行った指定の取扱いについて

- 都道府県指定による養成研修事業

平成11年度以前に行った都道府県指定による養成研修事業については、改めて、政令に基づく指定を行う必要があるが、省令に基づく指定基準は、基本的に旧通知に基づく指定基準と内容を変更するものではないことから、事業内容等に変更が無い場合には、速やかに指定を行うこと。

- 厚生省指定及び指定都市指定による養成研修事業

平成11年度以前に行った厚生省指定及び指定都市指定による養成研修事業並びに指定都市が実施していた養成研修事業についても、同様に、政令に基づき、改めて都道府県が指定する必要があるが、都道府県、指定申請者の双方の事務の負担軽減の観点から、厚生省又は指定都市が指定した際に提出した申請書等の内容に変更がなければ、これを都道府県宛に再提出することで足りるものとし、特に都道府県が再度審査する必要はないこと。ただし、指定都市の審査基準と都道府県の審査基準が異なること等により、都道府県が指定する事業者間に著しい不均衡が生じると認められる場合については、事前に都道府県と指定都市との間で調整を行うこと。

(3) 研修のカリキュラムについて

- 省令別表第一から第三に定める1級課程、2級課程及び3級課程のそれぞれの研修の内容は、旧通知別紙1に定める「ホームヘルパー養成研修事業カリキュラム」と同様の内容を想定し、最低基準を定めたものであるが、各都道府県の判断により、科目や時間数について、より詳細な基準を定めることは差し支えないこと。なお、その場合には、旧通知に基づく取扱いを参考にされたい。

(4) 名簿の取扱いについて

- 訪問介護養成研修事業者が提出する訪問介護員の名簿については、各都道府県が自ら行う研修を修了した訪問介護員の名簿とあわせて一体として管理すること。
- 旧通知に基づく研修修了者等政令附則第4条の対象となる者についても、名簿を作成し、一体として管理すること。

(5) 指定に関する経過措置

- 平成12年度以降実施する研修の指定については、できる限り早期に行うことが望ましいが、各都道府県において指定基準の作成等に時間を要すると考えられることから、当面の間は旧通知に基づく基準により指定を行う（旧通知に基づく指定を既に受けている研修については、その指定をもって替える）取扱いとして差し支えないこと。

ただし、平成12年度中には指定を終えるよう努めること。

また、この間の研修修了者については、旧通知に基づく修了証書の様式に準じた証明書を発行すること。

3 サービス提供責任者について

(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」
(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
の一部改正を予定。)

○ サービス提供責任者については、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であって専ら指定訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととされたが、その要件として、次のいずれかに該当する常勤の職員から選任するものとする。

① 介護福祉士

② 1級課程の研修を修了した者

③ 2級課程の研修を修了した者であって実務経験が3年以上のもの

○ 2級課程の研修を修了した者であって実務経験が3年以上のものは、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第1号に規定する「3年以上介護等の業務に従事した者」と同様とし、その具体的取扱いについては、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社保第29号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)の別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」を参考とされたいこと。

なお、3年間の実務経験の要件が達成された時点と2級課程修了時点との前後関係は問わないものであること。

○ 実務経験の期間とは介護等の業務に従事した期間であり、したがって、ボランティアとして介護等を経験した期間は含まれないものであること。

ただし、特定非営利活動法人が法第70条第1項の規定に基づき訪問介護に係る指定を受けているか、又は受けることが確定に見込まれる場合であって、当該法人が指定を受けて行うことを予定している訪問介護と、それ以前に行ってきた事業とに連続性が認められるものについては、例外的に、当該法人及び法人格を付与される前の当該団体に所属して当該事業を担当した経験を有する者の経験を、当該者の3年の実務経験に算入して差し支えないものとする。

なお、この場合において、介護福祉士国家試験の受験資格としても実務経験の算入を認められたものと解してはならないこと。

○ 2級課程の研修を修了した者であって実務経験が3年以上のものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、事業者は、極力早期に、これに該当するサービス提供責任者に訪問介護員養成研修1級課程を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないこと。